

諮問に対する説明

○ 新たなごみ処理施設等整備基本計画策定の目的

本組合は、構成市町である鴻巣市、北本市及び吉見町から排出される可燃ごみ及び粗大ごみを、埼玉中部環境センターにおいて広域処理しています。現行施設は昭和59年3月の稼働から約40年が経過し、老朽化による処理能力の低下や維持管理費の増加が懸念されることから、本組合を事業主体として新たなごみ処理施設の整備を進めるため、令和3年9月に構成市町間にて基本合意書を締結しました。

これを受け、本組合では、新たなごみ処理施設の早期完成を目指し、計画的に施設の整備を行うための基本的事項を明確にすることを目的として、「新たなごみ処理施設等整備基本計画」を策定します。

○ 計画策定の進め方

本計画は、新たなごみ処理施設等整備構想等を参考にしながら、施設整備に必要な条件を項目ごとに設定します。建設検討委員会では、これらの項目について令和5年度及び6年度の2か年で調査研究・検討をしていただきます。

なお、施設建設のための法的な諸手続きに必要な項目については、事務の効率化の観点から、令和5年度中に中間答申をいただきたいと考えています。